特別職の退職手当制度の改正経過

	支 給 方 法	支給割合	
		知事	副知事
S55.10以降	給料月額(退任時)×在職月数×支給割合 で計算して支給 - 般職 特別職 - 般職の例により計算した額 特別職分 ※一般職の例による支給分は、一般職退職時に支給 特別職分は、特別職の任期毎に支給	8 0 / 1 0 0	6 0 / 1 0 0
H13.4 以降	支給割合の見直し(25%引き下げ) 知 事:80/100 → 60/100 副知事:60/100 → 45/100 (※審議会への諮問は行わず。平成15年4月21日の審議会で報告。)	6 0 / 1 0 0	4 5 / 1 0 0
H20.3	現在の知事に限り、退職手当を50%減額する特例条例を施行	30/	
H20.8	当分の間、副知事の退職手当の額を20%減額する条例改正 (※一般職:当分の間、退職手当の額を5%減額する条例改正)	相当	3 6 / 1 0 0 相当